

## 産業廃棄物処理業許可申請及び特別管理産業廃棄物処理業許可申請に係る 審査基準の改正について

### 1 経緯及び問題点

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会」が中止されたことにより、令和2年4月1日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から「更新許可において講習会を受講することができない事態は、申請者の責めに帰すべきことではないことを踏まえ、講習会の修了証の写しが申請書に添付されていないことのみをもって申請を受け付けない、不許可処分を行うことのないよう」通知があった。
- ・環境省通知を受けて、本県では令和2年4月3日以降、更新許可申請書に講習会の修了証の写しが申請書に添付されていなくても、「誓約書」（（講習会が再開され次第）速やかに講習会を修了し、修了できない場合には申請を取り下げるという内容のもの）を添付させたうえで申請を受理することとした。（以下「特例措置」という。）
- ・特例措置を適用した場合も、修了証の写しが提出され、原本を確認したうえで許可している。
- ・従来から、更新許可申請において有効としている講習の期間は、「許可の有効期限の翌日から起算して5年前の日（当日を含む。）から許可の有効期限の日までの間に修了したもの」とし、更新許可申請の都度、役員等に講習を修了させ、「申請者の知識及び技能が継続して有されていること」を確認している。
- ・しかし、特例措置の適用により講習の修了時期が遅れた場合、現行の許可を取得するための更新許可申請で提出された修了証が、次の更新許可申請でも有効なものになってしまう（1つの講習会の修了証で2度の更新許可申請が可能となる）ため、計画的に講習を受講し、特例措置を適用しなかった処理業者との間で取扱いに差異が生じてしまう。（問題点）
- ・以上を踏まえ、審査基準の改正を行う。

### 2 改正について（行政手続法に基づく審査基準）

#### （1）改正対象の審査基準

- ・産業廃棄物収集運搬業の審査基準
- ・産業廃棄物処分業の審査基準
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の審査基準

・特別管理産業廃棄物処業の審査基準

(2) 内容

更新許可申請の都度、講習の修了を必要とさせるため、直前の更新許可申請で修了した講習は、「許可の有効期限の翌日から起算して5年前の日(当日を含む。)から許可の有効期限の日までの間に修了したもの」であっても、有効なものとはしない。

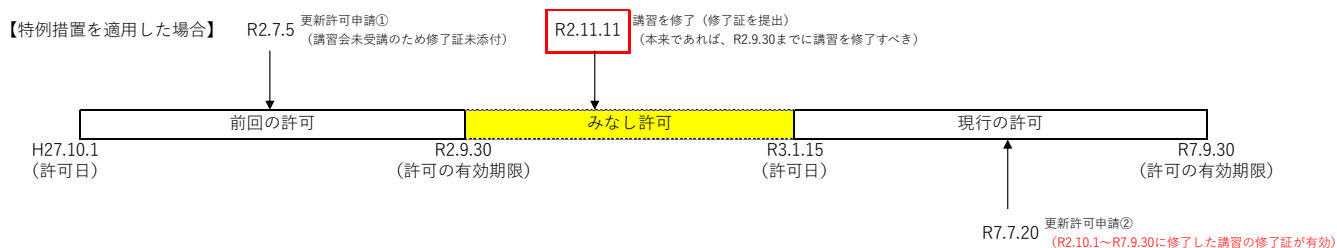
(3) 改正箇所

各審査基準の2 (2) イ (イ) に以下を加える。

ただし、直前の更新許可申請で修了したものを除く

## (参考) 問題点の補足説明

特例措置の適用により講習の修了時期が遅れた場合、前回の更新許可申請で提出された修了証が次の更新許可申請でも有効なものになってしまう場合



### 【改正前の審査基準の問題点】

更新許可申請②では、R2. 10. 1～R7. 9. 30 に修了した講習の修了証が有効となるため、更新許可申請①で提出した修了証を再度使用することができる。

(R2. 11. 11 付けの講習会の修了証は、更新許可申請①と②において2度使用することが可能になってしまう。)

### 【改正後の審査基準の適用】

更新許可申請②では、R2. 10. 1～R7. 9. 30 に修了した講習の修了証が有効となるが、更新許可申請①で提出した修了証は有効とはならない。

(R2. 11. 11 付けの講習会の修了証は、更新許可申請②では有効ではなくなるため、別に講習を受講し、修了する必要がある。)